

尼崎市現業評議会との 交渉状況

令和2年度第1号
通算第43号
令和2年11月4日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和3年度向けの合理化について—

◎日時・場所

令和2年9月30日（水）午後7時30分～午後9時（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

◎交渉に先立っての発言（人事管理部長）

これまで現業評議会におかれては、業務執行体制の見直しを含め、本市の市政運営にまつわる様々な課題等について理解と協力をいただいていたところであるが、特に今年度は、新型コロナウイルス感染症禍にあつて、各職場での様々な対応の尽力に改めて感謝申し上げる。

新型コロナウイルス感染症は依然として収束の見通しが立っていないことや感染症の余波が広がる中で、3密対策を意識しながら労使交渉を行っていかねばならないこと、国の人事院勧告が遅れていて給与改定の内容はもとより時期さえもいまだ不透明であることなど、例年とは異なる事情にあることに引き続き理解をいただきたい。

このような中で、引き続き市民生活を支えていくには、職員一人ひとりの力が重要であり、そのためにも我々労使が緊密に協議を行うことが大切だと感じている。昨年度から引き続き課題もあるが、それらについても、今後も話し合いを基調として着実に解決を図っていきたい。

◎今回の交渉の主な目的

従前、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、今年度においても令和3年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

◎組合への提案

（提案メモ）令和3年度向けの合理化について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 令和3年度向けの合理化について

課題の要旨

当局から、令和3年度向けの合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。
提案項目は、次のとおり

- 1 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）
- 2 公園維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）
- 3 校務員業務の一部の見直し（教育委員会事務局）

現業評議会の主張	当局の回答
それぞれの項目に係る効果額は、どの程度か。	道路橋りょう維持管理業務の見直し、公園維持管理業務の見直しにあつては、ともにおおむね 60 万円、校務員業務の見直しにあつてはおおむね 1,100 万円を見込んでいる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路橋りょう維持管理業務の見直し</div> <p>道路橋りょう維持管理業務については既に一部を委託しているが、その事業精査はできているのか。現場作業件数について、直営と委託の比較を示すことができないか。</p>	<p>令和元年度の現場作業件数実績としては、直営が 424 件、受託業者が 296 件である。受託業者の方が作業件数が少ない状況にあるが、受託業者に対してまとめて発注を依頼するなどしていることによるものであり、サービスの質としては問題はないと聞いている。</p>
現在の現場体制は、再任用職員を含めて正規職員 4 人、短時間勤務職員 1 人の 5 人体制である。提案内容の正規職員▲ 3 人、短時間勤務職員▲ 1 人と人員に差があるが、今回の提案でどうなるのか。	<p>今回お示しした人数は定数に基づくものであり、実際の配置職員数とは異なる場合もある。</p> <p>なお、実際の配置職員数を踏まえた内容については、支部にて原局に確認していただきたい。</p>
現在委託している地域においても、緊急対応業務の一部については直営が担っていることがあると聞いているが、市域を全面委託した場合に受託業者のみで対応は可能なのか。今年度の緊急対応業務の契約については、入札不調になったという話も聞いているが。	<p>全面委託後も、緊急時においては直営で対応することもあると考えられるが、そのような場合は行政職による緊急対応で対応していくことになるかと原局から聞いている。また、入札不調となったことにも関連するが、発注方法を工夫することなどにより委託に支障を来さないように努めていると聞いている。</p>

<p>校務員業務の見直し</p> <p>委託対象校数が 10 校となった理由や背景は何か。</p>	<p>本項目は業務執行体制の見直し項目の一つであり、平成 30 年度に業者から提案があった提案型事業委託制度に基づき、令和元年 8 月から委託を開始しているところである。当初から 3 年間で 10～15 校程度の委託を想定し、その範囲内での検討を行っていたところ、今年度末の再任用期間満了者 1 人のほか、委託前からの再任用満了者や事務・技術学び期間希望者等を踏まえて選定した結果、10 校としたものと原局から聞いている。</p>
<p>提案型事業委託制度における委託の契約期間はいつまでか。また、提案型事業委託制度の期間満了後は、どうなるのか。</p>	<p>提案型事業委託制度においては、最初の契約期間は最長 3 年間となっているため、今回の委託については令和 3 年度末までとなる。</p> <p>令和 4 年度以降については、それまでの委託内容及び評価を踏まえて方向性を判断し、プロポーザル方式での事業実施などを含めた検討を行っていくことになるかと聞いている。</p>
<p>学校は災害時に避難所等の拠点になり、学校こそ直営で担うことが求められると考える。昨今、自然災害が多発しているが、委託となった場合どうなるのか。</p>	<p>地震や台風などの災害から学校の被害を低減させるための取組等の一般的に校務員が担う業務については、受託業者が行うことになる。また、配備指令発令時においては、職員が職種を問わず防災体制の一員として災害対応業務に当たることになり、その中で避難所の開設、運営を行っていくことになる。</p>
<p>委託校の選定理由等について、先日の支部協議では十分な説明がなかった。</p> <p>また、事務・技術学び期間の受け皿は同じ局内にあるのかについても、十分な回答がなかった。前向きに転職を考えている職員もいるであろうが、そうした職員の後押しをするためにも、事務・技術学び期間の受入体制が十分であるかは非常に重要となってくる。</p> <p>今回の校務員業務の見直しの詳細について、転職制度に関することも含め、しっかりと支部協議が進められるよう当局からも働き掛けていただきたい。</p>	<p>支部での十分な協議については、当局としても必要なものと認識している。先日の支部協議で十分な説明がなされなかったことについては、本日の提案を待って本格的な協議へと移行しようとの意向があったのかもしれないが、本日の意見についてはきっちりと原局に伝えておく。</p>

<p>直営の校務員は、市民サービス、つまり子どもたちを第一に業務に取り組んでおり、その中で子どものケアなど必ずしも校務員の本来業務といい難い業務も担っている。</p> <p>委託をするに当たっては、そのような委託の仕様書には盛り込めない仕事もしていることを踏まえるよう、原局に伝えていただきたい。</p>	<p>そうした現在の校務員業務は否定されるものではなく、それも含めて支部での協議を進めていただきたいため、組合の意見は原局に伝えておく。</p>
<p>支部においては、前回の委託時に委託内容の検証のための会議体を設けることを求めているが、いまだ十分な検証がなされていないため、早急に行うように当局からも働き掛けていただきたい。</p>	<p>会議体を設けるかどうかはともかく、委託内容の検証をすることは必要と考える。支部において十分に協議をするように、原局には伝えておく。</p>
<p>新転職制度について</p> <p>アウトソーシングの対象となった職場においては、行政職への転職を考えている職員もいるが、一方で転職制度に不安を持っている職員もいる。アウトソーシング職場にいる職員が引き続き技能労務職として働くことを希望する場合、どうなるのか。</p>	<p>当局としては、全員が転職していただきたいと考えており、そのためにも組合と協議を重ね事務・技術学び期間のサポート体制をより良いものへと充実させてきた。</p> <p>その上で、結果的に、引き続き技能労務職を希望する場合は、別の技能労務職場への異動が基本となるが、そのときの人事異動については、技能労務職全体でのこととなるため、現時点で具体的な話はできない。</p>
<p>新転職制度については、現行を完成形と捉えるのではなく、より良い制度になるように引き続き労使間で協議していただきたい。</p>	<p>今年度は新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか協議の場を設けることができていないが、当局としても、より良い制度となるよう、引き続き協議していきたいと考えている。</p>

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

以 上
(給与課)

令和3年度向けの合理化について（メモ）

R2. 9.30

1 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、令和元年度から実施している道路橋りょう維持管理業務の一部に係る民間委託化について、更なる執行体制の見直しを行うもの

(2) 実施内容

市内道路の舗装・補修、緊急対応等の業務について、令和元年度から市域の半分程度を民間委託の対象としているが、令和3年度から同業務の民間委託の対象範囲を市域全域に広げる。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲3人

短時間勤務職員 ▲1人

2 公園維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、令和元年度から実施している公園維持管理業務の一部に係る民間委託化について、更なる執行体制の見直しを行うもの

(2) 実施内容

市内公園の清掃、除草、樹木剪定、遊具の補修、街路樹の維持管理等の業務について、令和元年度から市域の半分程度を民間委託の対象としているが、令和3年度から同業務の民間委託の対象範囲を市域全域に広げる。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲3人

短時間勤務職員 ▲1人

3 校務員業務の一部の見直し（教育委員会事務局）

(1) 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、校務員業務（校務員が担う学校の環境の整備その他の用務）の一部について効率化を図るもの

(2) 実施内容

成文小学校、立花北小学校、武庫東小学校、園田東小学校、日新中学校、小田中学校、立花中学校、武庫中学校、園田東中学校及びあまよう特別支援学校の校務員業務について委託を行う。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲10人

以上
(給与課)